

令和7年3月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊谷 泉

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 紫波町<br>( 03321 )   |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 志和地区<br>( 上久保 )    |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年3月12日<br>(第3回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

|  |
|--|
| <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紫波町の西部に位置する水田地帯であり、水稻は減農薬栽培を基本として取組を行い、生産コストの低減に努めている。</li> <li>・圃場整備事業により圃場は30a以上の区画に整備されており、平地地帯であり作業効率が良い。</li> <li>・生産調整について、団地化して小麦と小麦収穫後のそばを作付して土地の有効利用を図っている。</li> <li>・地域内農地は、担い手農業者により耕作されており、担い手への集積率は高い状況にある。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻の減農薬栽培により、生産コストは低減されているが、単収の落ち込みがあり、収量向上が課題である。</li> <li>・戸あたりの水田面積が多く、園芸作物の導入が難しい。</li> </ul> |
|--|

(2) 地域における農業の将来の在り方

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻(もち米)を主要作物としつつ、引き続き集落営農組織による小麦、そばの作付けを行う。</li> <li>・地域内農地はほとんどがすでに営農組合及び担い手農業者へ集積されているため、今後は引き続き担い手農業者が耕作を継続できるよう、農地の集約化(団地化)や耕作条件整備を進める。</li> </ul> |
|--|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 92.12 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 85.40 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha     |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|  |
|--|
| 営農組合を中心に貸し出せる農地を整理して、目標地図の更新を図りながら効率的な農用地の活用を図る。 |
|--|

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 現在の担い手にほぼ農地は集積できており、個別農家から農地の賃貸借の意向があれば、目標地図に基づき、担い手に農地を集積・集約していく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。現在利用権設定されている農地は、期間満了を待ってから農地中間管理機構を活用することとする。  |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 既に基盤整備事業が実施された区域であり、現状では農家負担等も考慮すると大規模な基盤整備事業の導入は困難である。よって、地区内のほ場毎に現状と課題、必要な整備を把握し、各種補助事業を活用して担い手が働きやすい環境を整備していく。特に、給水弁、ほ場畦畔の整備が喫緊の取組である。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 現在の担い手農業者の後継者の意向を確認しつつ、行政やJAなどの農業関係機関と協力し、地区内外の新規就農予定者の確保も同時に進めていく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
| 行政等関係機関からの情報提供を受けながら、農業支援サービス事業者の活用も検討を進める。   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |   |  |  |                               |
|------------------------------------|---|--|--|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業           | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等          | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等                | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ②現在取り組んでいる水稲及び小麦の減農薬栽培を継続し、生産コストの低減に努める。
- ⑧営農機械管理施設の整備及び営農機械の更新が求められていることから、行政への要望、補助事業の活用を検討し必要な対策を進める。
- ⑨地区内で作付けした飼料作物を周辺畜産農家へ供給し、家畜排せつ物由来堆肥を利用することで、地域内循環型農業の取組を進める。